

令和2年度第2回静岡市障害者施策推進協議会 会議録

日 時 令和2年11月10日（火） 午前9時30分から午前11時30分まで

場 所 駿河区役所 大会議室1、2

出席者
（委員） 渡邊明廣委員（会長）、青木憲一委員、安藤千晶委員、石神志津江委員、井出容敬委員、尾形正博委員、川口尚子委員、小菅翔太委員、寺田修委員、苦竹幸枝委員、松浦康人委員、森山明夫委員、八木弘子委員

（事務局） 村松地域包括ケア推進本部次長
福井課長補佐（村松参与兼福祉総務課長代理）
小畑参事兼所長（渡邊健康づくり推進課長代理）
戸塚障害福祉企画課長、望月障害者支援推進課長、
竹田地域リハビリテーション推進センター所長、
羽根田保健衛生医療部長、
大久保こころの健康センター所長
杉山保健予防課長、松田精神保健福祉課長
橋本子ども未来局次長、原田子ども未来課長、
堀参与兼幼保支援課長、海野こども園課長
萩原子ども家庭課長、松下児童相談所長、
吉永葵福祉事務所障害者支援課長、
蛭名駿河福祉事務所障害者支援課長、
萩原清水福祉事務所障害者支援課長、
渡邊特別支援教育センター担当課長兼特別支援教育センター所長

欠席者
（委員） 鈴木和裕委員、杉本和美委員
（事務局） 和田保健福祉長寿局長、杉山保健福祉長寿局保健衛生医療統括監、
増田保健福祉長寿局次長兼健康福祉部長、
山本参与兼保健衛生医療課長

傍聴者 一般傍聴者 3人
報道機関 0社

議 題 次期静岡市障がい者共生のまちづくり計画の策定について

- ①骨子案について
- ②成果目標の考え方について
- ③個別施策について
 - ・法定サービスについて
 - ・障害福祉サービス等の提供基盤の整備について
 - ・市の事業について
- ④パブリックコメントの実施について

会議内容

議題 次期「静岡市障がい者共生のまちづくり計画」の策定について

- 障害福祉企画課から計画骨子案の「資料1」「資料1 補足資料」について説明

【森山委員】

障害の害の字についてお聞きします。計画骨子案の中には「障がい」と「障害」の両方の表記がありますが、使い分けはどういうふうにされていますか。国も明確には示してないですし、私も使い分けに迷うところがあるので、静岡市の使い分けについて教えてください。

【宇佐美企画管理係長】

資料4-2の表紙をご覧ください。※印のところに記載がありますが、この計画では、「障害」という言葉が単語あるいは熟語として用いられ、前後の文脈から人や人の状況を表す場合に、「害」の字を「ひらがな」で表記します。ただし、団体等の固有名詞や法令及び制度の名称に関するものは漢字とします。障害福祉計画については、法律上は「障害福祉計画」が漢字で使われています。そのため、法令上の「障害福祉計画」を表すときは、漢字の害を使っております。市が定めるときに名称を平仮名に変えるのは、私たちの裁量に任せておりますので、静岡市が定めた「障害福祉計画」を示すときは「害」の字を平仮名にしております。基本的な静岡市の考えはそのようになっております。

【井出委員】

「障がいのある人」と「一般市民」だった表記が、「障がいのある人」「障がいのない人」と改善されていたのはよかった。

私自身の問題かもしれないのですが、資料を見たときにパッと内容が頭に入って来ないので、もう少し明確に、また、細かい字がたくさんあると理解しづらいのでその辺りを改善されるといいのかなと思います。

【渡邊会長】

事務局は参考にしていただけたらと思います。

【安藤委員】

全体的になんですが、差別解消につながる「合理的配慮」は、「共生のまちづくり」という言葉を使うときに必ず出てくるキーワードです。

「『合理的配慮』という言葉を知っていますか？」という言葉が内閣府のパンフレットの中にも出てきますので、静岡市としても「合理的配慮」という言葉を入れておいた方がいいかな、と思いますので提案です。

【渡邊会長】

ご意見、ご提案でした。

【石神委員】

前回私が提案させていただいた、資料1の3ページのところ、知的障がいの方にも分かりやすいものをとるところはどうでしょう。

あと、5ページの様々な「障がい」のところ、身体障がいの方も、生まれつきの方と、中途障がいの方がいらっしやって、身体と知的が重複している方もいらっしやるので、5ページの図表は、このままの表記でいいのでしょうか。重症心身障害者の方は身体と知的の両方の枠にかかるように書かれています。

【渡邊会長】

事務局の方でご検討いただけますでしょうか。

【宇佐美企画管理係長】

かしこまりました。

3ページのところで知的障がいの方でも分かりやすいものを、それと併せて、民生委員さんが地域で説明しやすいイラスト等が含まれたものという2点をいただいていたのですが、そのうちの知的障がいの方でも分かりやすいものという点につきましては、現在の概要版は圧縮版になっていますが、それを分かりやすい言葉で書いた「分かりやすい版」に作り直したいと思っており、これから進めてまいります。

また、ご指摘頂いたさまざまな「障がい」について、「重症心身障がい者」に限らず、身体障がいと知的障がい重複している方がいるというところについて、盛り込んでいけたらと思います。

【渡邊会長】

では次の議題にいきます。

- 障害福祉企画課から資料2：成果目標一覧表/資料2—2 成果目標の考え方について説明

【寺田委員】

少し確認したいが、静岡市独自で、成果指標の「精神科病院を退院後1年以内の地域における生活日数」を設定するに至ったプロセスについて詳しく教えてください。

【前林企画管理係長（精神保健福祉課）】

静岡市は、入院後一定期間に退院する人の割合については、すでに国の基準を達成しており、また全国でもトップレベルの成果を出しています。ただし、精神科病床における1年以上の長期入院者数については、目標達成できていないため、減少率に関しても引き続き取り組んでいきます。また、退院後、地域で安心して生活することができる体制を構築していくことが必要であると認識しており、静岡市独自で、医療機関と連携させていただきながら、目標達成に向かって進めていきたいと考えております。

【寺田委員】

精神科病院に入院された方はかなりの確率で1年以内に退院されています。目標も達成されています。1年以上入院されている方というのは病状が重たい方です。長い方をどう地域に移行して、どう支えていくか、包括ケアシステムの重要点だと思います。退院はしたけれども、すぐに再入院、すぐに病状が悪くなるということでは、話が違うということになってしまいますので、そこは丁寧にやっていく、フォローしていく、数字というより質を考えていくことが、有効であり、現実的であると思っておりますので、医療全体と行政の方とタッグを組んで、結果を出していけたら良いなと思っております。

【石神委員】

資料4—2の12ページ「福祉施設から一般就労への移行等について」ですが、一般就労するということは、本人たちにとってハードルが非常に高いです。一般就労を始めてからがスタートで、それ以降の支援がとても大事になってきます。数値目標ありきではなく、その次のステージ、就労移行の次は就労定着だと思いますが、1人対1人で支援するぐらいでないとならば、果たして何人が一般就労を続けていけるだろうかと、とても不安です。就労移行で終わりではなく、その先の支援をどう続けていくかということプラスしていただければと思います。

【渡邊会長】

事務局からお答えをお願いします。

【企画管理係 安倍主任主事】

一般就労を始めてからの就労の継続が難しいというご指摘につきましては、様々なところからご指摘をいただいております。今回国から示した指針では、一般就労への移行をさらに進めていくというところと同時に、新たに作られた指標として、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した者のうち就労定着支援事業を利用した人数の割合が設定されております。現在静岡市は47.5%にとどまっており、就労定着支援事業に確実に繋がっている方が、50%を切っているという現状があります。そこを今回70%にまで上げていくというところを、事業所等と連携を取りながら進めていきたいと考えております。

【尾形委員】

質問ではないですが、今の一般就労の関係でハローワークが大きく関わってくると思います。ハローワークの方でも定着支援について、単独ではなく福祉施設と連携しながら行っています。しかし定着というのはなかなか難しいところがあり、期間や人数などの数値目標を設けるのが少し難しいところであると感じています。ハローワークの中では精神・発達障がいを中心とした仕事サポーターの養成であるとか、支援員さんと一緒に勉強させていただきたいと思っておりますので、ハローワークとして支援を強化・継続していきたいと考えております。

【渡邊会長】

事務局は今出たご意見の成果目標への反映をお願いいたします。

●障害福祉企画課から資料3-1 個別施策（法定サービス等）/資料3-2 障害福祉サービス等提供体制の整備について/資料3-3 個別施策（市の事業）のうち大分野1、2について説明

【安藤委員】

資料3-1の36ページ「短期入所」は、ずっと足りないままです。緊急時に短期入所を使いたい時もあります。目標値を目指すのもよいですが、今すぐに必要な方への施策はどのようにお考えなのか伺いたいと思います。

【渡邊会長】

事務局の方からお願いします。

【瀧課長補佐兼地域生活支援係長】

短期入所につきまして、以前から入所しづらいというお声をいただいております、それに対して静岡市地域生活支援ネットワークまいむ・まいむで短期入所へ入りやすい取組を進めていこうとしているところであります。一つの方法としまして、短期入所事業所ごと違う診断書様式をひとつに統一しようとしております。短期入所事業所のネットワークをつくって情報交換をしやすい環境をつくることにより、なるべく入りやすい体制を作ろうと目下進めているところです。

【川口委員】

資料3-1の24ページの発達障害者支援センターの運営について、数字の方では段々と充実してきているなというのは思っていますが、ほとんどが子どもに対する取組で、この数字の中のどのくらいが大人なのかと資料を見ると、7割8割ぐらひは子どもなのではないかと思ひます。子どもは皆大人になります。一旦上手くいくようになって、他の支援とつながっていない障がい児もたくさんいますので、支援センターが唯一の相談できる場所と考える親も多いので、大人になっても相談したり、頼れる場所になってほしいと思ひております。今は数字だけ見るとすごく充実しているように見えてしまうので、相談事業等を、半分くらいは大人が対象だという目標設定をしていただきたいと思ひます。静岡県東部にアスターという発達障害者支援センターができたのですが、そこから大人向けの就労関係の情報が今年たくさん入ってきています。それと比べてはいけないかもしれませんが、静岡市発達障害者支援センター「きらり」は少ないかなという気がします。もう少し頑張っていたくためにも、目標設定をしていただけたらと思ひます。

【渡邊会長】

次の議題に入ります。

●障害福祉企画課から資料3-1 個別施策（法定サービス等）/資料3-2 障害福祉サービス等提供体制の整備について/資料3-3 個別施策（市の事業）のうち大分野3、4、5について説明

【小菅委員】

資料3-1の54ページの「移動支援事業」の中の「目標達成のための計画実施期間中における取組」内に新しい「グループ支援の追加」とあるが、これは具体的にどういったものなのか。

【加納参事兼課長補佐（障害者支援推進課）】

これまででも1対1での支援というものはありましたが、グループ支援ということで、同じ

方向の方について、一緒に行くような支援を考えております。

【小菅委員】

1人の方が何名かの利用者を連れて行くということでしょうか。

【加納参事兼課長補佐（障害者支援推進課）】

そうです。

【青木委員】

地域支援といいますけど、今は地域の関わりがないですね。災害の時もありますが、町内会長も町内に障がいのある人が何人いるか等が分からないと思います。地域支援、地域支援といいますけど、難しいと思います。その辺も考えていただければと思います。

【井出委員】

今の地域支援の話ですが、私も今の住んでいる家の3軒先にグループホームがあると気づいたのがつい最近です。グループホームと町内の関わりもない、町内会に入っている人も少ない、そういう中で、地域の関わりをどうしていこうかと考えます。地域で住んでいる方をお互いに理解していれば、災害等が起きた際に助け合えると思うのですが、その辺の情報が伝わるような方法はないのかなと思います。

【石神委員】

静岡市静岡手をつなぐ育成会が運営するグループホームや障害福祉サービス等事業所は、地域の方の関わりが絶対に必要なので、地域のお祭りとか、清掃、防災訓練等に参加しています。地域の方にお世話になることも多いので、そういう活動をしているグループホームや事業所もあるということをご紹介します。もうひとつ私の質問ですが、資料3-3の8ページ39番、「障がい者歯科保健推進会議の運営」とありますが、この会議自体は以前からあると思いますが、新規というのはなぜですか。

【南主任歯科衛生士（健康づくり推進課）】

確かに会議は以前から実施しているものですが、これまで共生のまちづくり計画に掲載されておらず、これを機に今回初めて掲載させて頂くということで、新規となっております。

【石神委員】

資料3-1の46ページ「かかりつけ医療発達障害対応力研修講座」について、静岡市静岡手をつなぐ育成会でキャラバン隊の普及啓発を通して障がいのある人はこういう感じですよ、というのを伝えています。障がい者歯科保健推進会議の中でも研修会で寸劇等を行って

います。歯科に限らず、たくさんの先生方に理解していただきたいので、ぜひ育成会の方にお声がけいただき、研修会に参加頂ければと思います。

【八木委員】

民生委員の中に障がい者部会というものがあまして、障がいのある人について色々とお話をいただくのですが、その中で、障がいのある方に積極的に声をかけてくださいというお話もいただきました。私たちが訪問して「いかがですか」と聞くのですが、「大丈夫だからいいよ」と言われて先に進めないことが多いものですから、民生委員がお声をかけたときに、相手方から積極的に「こうしてほしい」ということをお話しいただきたいなと思っております。

【渡邊会長】

次の議題に入ります。

●障害福祉企画課から資料3-1 個別施策（法定サービス等）/資料3-2 障害福祉サービス等提供体制の整備について/資料3-3 個別施策（市の事業）のうち大分野6、7、8について説明

【川口委員】

資料3-3の15ページ「精神・発達障がい者しごとサポート養成講座」の事業目標が参加者アンケートにおいて「今後活かせる内容だった」という回答割合80%となっていますが、アンケートを回答する側としては、おそらくそうなるだろうなと思います。どれくらいの企業が参加してくれているのか、新規参加企業がどのくらいあって、裾野が広がっていくのか大事なのではないかと思います。多くの方が参加してくれる事業にしていきたいと思っております。

【小菅委員】

目標値でヘルパーの質の向上に向け研修を行うとありますが、ヘルパーの増加や事業所の人手不足といった問題があると思いますので、ヘルパー研修を行うことによって、働く人口が増えるのかとかそういう部分も大事だと思います。地域移行で施設から出て行くときにヘルパーの力も必要になりますが、日中の生活介護サービスを使用する上でも職員の数等にどういうふうにつながっていくのかということが重要だと思います。

【森山委員】

医療的ケア児に対するコーディネーターの配置について具体的にはどういう仕事なのか

教えてください。例えば医療的ケア児が子どもの病院から大人の病院に転院をしないと
言われたときにどこに行ったらいいのかわからないという方々がいます。そういうときの
コーディネートをしてくれるのか伺いたい。

【瀧課長補佐兼地域生活支援係長】

医療的ケア児等支援コーディネーターは様々な役割がありますが、昨年度医療的ケアが
必要なお子様とそのお母さまにアンケートをさせていただいた中でどこに相談したらいい
かわからないという声をいただきました。今回想定しております医療的ケア児等支援コー
ディネーターは2名ということで、1名を医療職1名を福祉職と想定しています。医療的ケ
アが必要なお子様を通うこども園、学校等でお子様に寄り添った支援ができたかと考えて
おります。ご指摘いただいた病院の関しまして医療的ケア児等支援協議会の中でも
話題になりました。医療的ケア児等支援コーディネーターも中に入りながら一緒に検討し
ていきたいと考えております。

【森山委員】

医療職と福祉職に分かれるとのことですが、そのときの医療職が例えば看護師である必
要があるとか、そういった条件はあるのですか

【瀧課長補佐兼地域生活支援係長】

今想定しておりますのは訪問看護師等です。

【尾形委員】

先ほど川口委員がおっしゃっていた資料3-3「精神・発達障がい者しごとサポート養成
講座」についてです。事業実施に当たっては、ハローワーク静岡・清水も関係してくるの
ですが、昨年度9月に障がいのある人を中心とした合同面接会を開催し、そこにご参加いた
だける障害者求人事業所の方と、セミナーのみ出席いただける事業所の方にご参加いただ
いて、障がいのある方がそこで働く場合の留意点等についてご説明させていただくので
すが、実際にアンケート通りにご理解いただけているのかについては、検証しているわけではな
いというところが実態です。事業所自体も、何回もご出席いただいている事業所もあれば、
新規の事業所もあるので、そこをアンケートの概要を精査しながら検証していければいい
なと思っております。

【青木委員】

スポーツ大会について、今回は静岡市のスポーツ大会が新型コロナウイルスの関係で中
止になりました。来年もまた目標がありますが、会員の方々が減ってきていますので、増加
していくという目標でよいかな、と思います。またその辺りも考えていただければと思いま

す。

【石神委員】

資料3-1の69ページの「就労移行支援」について、卒業してすぐ就職して定着するのは厳しいと思う。将来的には就労移行支援を行う事業所が増えていって、そこで最長2年きちんと取り組んだ上で一般就労した方が定着がいいのか、それとも卒業してすぐ就職した方が定着がいいのかは考えるところで、先生達の負担を考えると、本来の教育という部分と就労支援の部分というところはすごく矛盾を感じます。高校の部分で、静岡市としては就労移行支援を進めていくのか、それとも学校の先生方の就職支援に重きを置くのか方向性を聞かせてください。

そして、スポーツ大会を開催するときは障がいのない人たちがボランティア等で参加していただいて一緒にやるのが一番身近で障がいを理解してもらいやすいと思うので、必ず高校生・大学生ボランティアとセットで進めてもらいたいと思います。

【瀧課長補佐兼地域生活支援係長】

本市の自立支援協議会の下には就労移行支援部会という部会がありまして、その中で就労移行をいかに広めていくかというところの検討を進めているところです。特別支援学校の先生に入って頂く中で、一緒に検討しているところで、今後も学校と連携しながら進めてまいります。

【渡邊会長】

スポーツの方はご意見ということでよろしいでしょうか。

【石神委員】

はい。

【渡邊会長】

たくさんのご意見をいただきましたので、事務局は素案への反映をご検討いただきますようお願いいたします。次の議題に参ります。

●障害福祉企画課から資料4-1パブリックコメントの実施について/資料4-2パブリックコメント用素案について説明

【渡邊会長】

委員のみなさまはご意見、ご質問ございますか。

前回は69件のご意見があったということですが、どういう方法で返ってくるが多か

ったですか。

【企画管理係 安倍主任主事】

厳密な件数については、現在数字が無いのですが、郵送や持参があったと認識しております。

【渡邊会長】

委員の皆様はよろしいでしょうか。では、全体を通して最後にご意見ご質問があれば、お願いします。

●その他のご意見について

【八木委員】

今年の8月にあった話ですが、3人暮らしのご家庭があり、子2人に知的障がいがあり、発熱のため親が緊急入院しました。残された2人について、遠方に住む親の親族から、様子を見に行ってくれと民生委員に連絡がありました。休日だったので、子が通っている施設の方に連絡しても、連絡がつかせませんでした。子は暑がって衣服を脱いだまま外に出してしまうので困ってしまいました。休日や夜間の緊急連絡先を教えてくださいという連絡が入りましたが、私も知らなかったので困ってしまい、その時は静岡市障害者協会に連絡をしました。こういう時の緊急連絡先を教えてください。またこういう緊急時に入れる施設の連絡先も教えてください。安藤委員、今の話を補足していただけますか。

【安藤委員】

先ほどの短期入所の話にも関連してくるのですが、そういった緊急の方を受け入れるための施設を増やしていくことを目指していく計画にはなっていますが、今必要なものについてはどのように今後整理していただけるのでしょうか。先ほど瀧さんにお答えいただきましたけれども、私の知っている限りでも同じように、障がいのある人が家に取り残される状況になったことが2件ありました。ひとつのケースは、関わっている障害福祉サービス事業所の職員がいらっしゃったのですが、もうひとつのケースは手帳もなく、全くどことも関わっていなかった方だったので、そういった方たちを急遽受け入れてくださるところだったり、地域で一番最前線にいらっしゃる方たちが対応にとっても困る状況です。今回その方たちは3日後にショートステイに行くことが出来ましたが、次に同じことが起こった時にどうすればいいのか、という点について民生委員さんたちはとてもお困りです。今は次期の計画を策定されていますけれども、今年度もまだ残っていますので、あと半年の中でまた同じような事が起こった時に、どのように対応すればいいのかということがありますので、目標を掲げるものと、実際に困っているものへの対応を少し分けて考えていただければ

ありがたいと思います。

【寺田委員】

今回コロナの関係で、単身生活だったり、親戚が遠方にいたり、1人家に取り残される高齢の方が非常に多かったと聞いています。サービスは使っているんだけど、すぐに使いたいときや緊急性のものへの対応について、最前線で働く方が非常に困る状況にあります。その辺りを少し分かりやすくするため緊急ダイヤル等の対応をしていただくと、市民も安心するし民生委員の方たちを支えるという意味でもすごく大事だと思います。そこでもう手がないというのが一番悲惨な状況になりますので、そういうことを検討していただければと思います。

【瀧課長補佐兼地域生活支援係長】

ご意見ありがとうございます。大きな方針としては、先ほども申し上げた静岡市地域生活支援ネットワークまいむ・まいむの取組の大きなひとつとして、緊急時の受入れというものがあります。まずはショートステイの数を増やしていこう、ショートステイを利用しやすくしていこうというところが大事な点と考えております。ただ短期的には、相談したいよということがありましたら、地域の中で、市内の委託相談支援事業所、何でも相談と言われておりますが、そういった事業所もございますし、区役所の窓口もございますので、そういったところにまずはお問い合わせいただければと思います。

【安藤委員】

支援というのは24時間365日、ここに繋がれば必ずというところがないと、本当の支援というのはできないのではないかなと思います。

【八木委員】

本当に困りました。誰も見てくださる方がいなくて、その地区の民生委員は一晩そこに泊まって、次の日を待ったというくらい、緊急のときはどこに連絡したらいいのか、どういう施設があるのか、勉強不足かもしれませんが、分からなくて困ったものですから、よろしくをお願いします。

【瀧課長補佐兼地域生活支援係長】

真に緊急の事案が発生した場合は、区役所の方では24時間受け付ける体制が整っておりますので、本当に困った場合につきましては、市役所・区役所の方にご連絡いただければと思います。

【渡邊会長】

それでは以上で本日予定しておりました、全ての審議は終了いたしました。
ありがとうございました。